

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 檜葉町

令和8年7月29日公表

Ⅰ 職員の男女の給与の額の差異

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.4%
全職員	81.1%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	100.6%
本庁課長補佐相当職	102.1%
本庁係長相当職	103.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.9%
31～35年	98.5%
26～30年	96.4%
21～25年	97.0%
16～20年	106.7%
11～15年	90.7%
6～10年	98.9%
1～5年	89.0%

【説明欄】

- ・在籍する会計年度任用職員の男女比については72.3%が女性です。女性については、技術職の在籍数が多いため、給料算定が高い傾向にあります。
- ・勤続年数別については、それぞれの年数において時間外勤務手当及び扶養手当等などの支給により男性職員の給与額が上回っている傾向にあります。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	—

【説明欄】

- ・女性職員の在籍がないため「—」としています。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	28.6%
本庁係長相当職	42.6%

【説明欄】

- ・「本庁課長相当職」については、女性職員の在籍がないため「—」としています。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
2週間以上1月以下	0.0%	0.0%	—	0.0%
1月超3月以下	0.0%	0.0%	—	0.0%
3月超6月以下	0.0%	0.0%	—	0.0%
6月超9月以下	0.0%	0.0%	—	100.0%
9月超12月以下	0.0%	100.0%	—	0.0%
12月超24月以下	0.0%	0.0%	—	0.0%
24月超	0.0%	0.0%	—	—

【説明欄】

・（2）会計年度任用職員「男性」については、対象となる職員の在籍がないため「—」としています。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	14.5時間／月
内部部局等以外	11.6時間／月

【説明欄】
・ 男女別の数値については以下のとおりです。
内部部局等 男性：15.9時間/月 女性：11.8時間/月
内部部局等以外 男性：14.8時間/月 女性：10.2時間/月